

平成27年（2015年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成27年7月17日（金曜日）

招集年月日 平成27年7月17日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年7月17日（金）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑 正量	16番	平野倅規

（うち遅刻議員）

12番 東 篤布

（うち早退議員）

11番 奥村武生

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	井谷 哲
農林水産課長	武岡芳樹		

職務の為出席者

議会事務局主幹	奥村能行	書 記	奥川賀夫
書 記	上野隆志	書 記	家倉義光

議事日程（第1号）

- |    |        |                                  |
|----|--------|----------------------------------|
| 第1 |        | 会議録署名議員の指名                       |
| 第2 |        | 会期の決定                            |
| 第3 |        | 諸般の報告                            |
| 第4 |        | 行政報告                             |
| 第5 | 議案第48号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |
| 第6 |        | 委員長報告                            |
| 第7 | 請願第2号  | 海山の名前を残す事を求める請願書（継続審査分）          |

会議録署名議員

9番 家崎仁行

10番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**東 清剛議長**

皆さま、おはようございます。

開会前ではありますが、町長から台風11号による現在の状況を報告したいとの申し出がありますので、許可することにいたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。台風11号という中、我々、紀北町として対応いたしましたので、その対応について少しお話をさせていただきたいと思います。

台風11号につきましては、強い勢力のまま、16日午後11時頃に四国の室戸岬付近に上陸いたしまして、9時現在では、中国地方を縦断中で、お昼頃に日本海に達する見込みと聞いております。

当町につきましては、16日午後3時22分に大雨警報が発表されまして、直ちに災害対策本部を設置いたしました。対応職員の配置につきましては、本庁が私のほか課長以下38名、海山総合支所が副町長のほか27名の合計67名。また、消防団につきましては、団長以下、海山方面隊48名、紀伊長島方面隊25名の合計74名の体制を整えたところでございます。住民の皆様方の避難状況でございますが、6箇所の避難所に23世帯、25名が避難いたしまして、職員が定期的に巡回し対応したところでございます。

また、銚子川につきましては便ノ山の観測点で17日、午前2時10分に4m30cmの氾濫危険水位を超えたため、2時55分に木津を除く便ノ山地区に対し、避難準備情報を発令しました。その後、一時、5mを超えましたが、その後、水位は低下し、午前7時に氾濫危険水位を下回ったことから、午前8時に避難準備情報を解除したところでございます。被害の状況につきましては、現時点では、大きな被害の報告は受けておりませんが、大雨警報の解除後、災害調査を行う予定でございます。

交通の状況におきましては、町道が3路線、県道が2路線、通行止めになっております。また、いこかバスにつきましては、大雨警報が発表されていることから、本日は運休とさせていただきます。台風11号に対する主な対応といたしましては、以上のとおりでございます。いろいろとご心配をおかけ申し上げました。

**東 清剛議長**

それでは、平成27年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東 篤布君から所用のため遅刻との報告を受けております。

また、谷議会事務局長が欠席のため、奥村主幹が代理することを許可いたします。

それに伴い、総務課、家倉主幹を書記として出席させておりますので、ご了承をお願いいたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局主幹に朗読させます。

奥村主幹。

#### 奥村能行議会事務局主幹

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読いたします。

平成27年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年7月17日（金曜日）午前9時30分 開議

- |    |                                         |
|----|-----------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                              |
| 第2 | 会期の決定                                   |
| 第3 | 諸般の報告                                   |
| 第4 | 行政報告                                    |
| 第5 | 議案第48号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |
| 第6 | 委員長報告                                   |
| 第7 | 請願第2号 海山の名前を残す事を求める請願書（継続審査分）           |

以上でございます。

#### 東 清剛議長

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1

#### 東 清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 家崎仁行君

10番 玉津 充君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 東 清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

## 日程第3

### 東 清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月9日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり付議された事件は2件であります。

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての議案1件と、請願案件の1件でございます。

請願案件については、6月定例会において、急施事件として取り扱った、請願第2号 海山の名前を残す事を求める請願書であります。

6月定例会で、総務産業常任委員会に付託され、閉会中の継続審査と決定したことで、去る7月8日に総務産業常任委員会が開催され、委員長から委員会審査報告書が議長に提出されております。

また、本日、午前9時から、議会運営委員会が開催され、本日の議会運営について、協議が

行われました。

先ほど、町長から報告がありましたように、台風11号の影響で、大雨、洪水、波浪警報等が発令され、災害対策本部を設置し警戒にあたっていただいております。

現段階では、台風11号の影響による本町の被害状況については、報告は受けておりません。本日の議会運営にあたっては、これからの台風情報を注視しながら、議事を進めてまいりたいと思っております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成26年度普通会計5月分と平成27年度普通会計5月分、平成27年度水道事業会計5月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 東 清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することにいたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

それではですね、本日、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。報告につきましては、一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件の判決の確定についてでございます。

平成25年（行ウ）第17号一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件につきまして、平成27年6月25日、津地方裁判所で判決の言い渡しがありました。

判決の主文につきましては、1、原告の請求をいずれも棄却する。2、訴訟費用は原告の負担

とする。という内容で、町の主張を全面的に認めるものでありました。

この判決にかかる控訴期間が平成27年7月10日で満了し、この間、原告から控訴がなかったことによりまして、判決が確定いたしました。

以上、ご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

**東 清剛議長**

以上で、行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

---

**日程第5**

**東 清剛議長**

日程第5 議案第48号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第48号の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**東 清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者から、提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第48号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成27年度分）について、漁港海岸工事

に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託したいことから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、農林水産課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議にうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

#### 東 清剛議長

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第48号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について  
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成27年度分）

2 契約の方法 随意契約

3 契約の金額 5,125万円

うち三浦漁港海岸分 5,125万円

うち矢口漁港海岸分については、計上はございません。

4 契約の相手方 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

平成27年7月17日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約を締結するにあたり紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。



それでは、内容についてご説明申し上げます。

今回、提案させていただいております委託契約につきましては、平成27年度予算にかかる事業を三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。今回、提案させていただいております契約につきましては、事業費ベースで、三浦漁港海岸につきましては、4,880万9,480円、これに概ね5%の事務費244万520円を加えまして、先ほど、申し上げましたとおり、5,125万円で三重県と契約を行うものでございます。

今年度の矢口漁港海岸の三重県との受委託契約を行う金額としては計上してございません。これは、矢口漁港海岸につきましては、昨年度から用地取得を最優先として事業を進めておりまして、今年度の矢口漁港海岸の事業としては、用地取得に要する費用のみでございますので、三重県との受委託契約には計上はいたしておりませんが、矢口漁港海岸につきましても、三浦漁港海岸と同額の事業費ベースで5,000万円の事業を予定しているところでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。議案書2ページをお願いいたします。上の表が平成27年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県へ委託する部分の委託事業契約における契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が4,880万9,480円、事務費が244万520円でございます。三浦漁港海岸の合計が5,125万円となっております。矢口漁港海岸につきましては、先ほど、ご説明申し上げましたとおり、平成27年度につきましては、用地取得のみでございますので、三重県に委託せず、その業務の一部を三重県土地開発公社へ委託し、事業を進めるものでございますので、三重県との契約につきましては、金額としては、計上してございません。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。この表は、先ほど申し上げました三重県との受委託契約にかかる部分以外の事業も含めた、平成27年度の事業を表してございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。平成27年度の三浦漁港海岸につきましては、堤防工と用地取得を予定しております。堤防工といたしまして、4,880万9,480円、内訳は、堤防本体工3,080万円、撤去工930万円、工所用道路等の仮設工870万9,480円でございます。用地費として、119万520円でございますが、古戸川右岸水門付近の132.28㎡の用地を取得しようとするものでございます。用地の取得につきましては、地権者の方の意向といたしまして、取得をしようとする用地に隣接する漁業協同組合が管理、使用する土地を代替地として希望されておりました。この土地は、国有地でありましたが、漁協が管理、使用している土地でありましたので、漁協と協議を行ったところ、事業の進捗をはかるためにご理解をいただき、その手続きを行ってき

たところでございます。本来、代替地により用地を取得する場合は、三者契約を行うところ  
でございますが、代替地提供者が国となりますので、三者契約の手法を取ることはできません  
ので、一旦その土地を町が取得し、交換を行おうとするものでございます。三浦漁港海岸につ  
きましては、堤防工、用地費の事業費ベースで5,000万円を予定しており、工事にかかる部分  
のみを三重県に委託しようとするものでございます。

次に、矢口漁港海岸でございますが、平成27年度の事業は、用地取得のみでございまして、  
その取得については、三重県に委託せず、町が直接用地を取得するものでございます。三重  
県との受委託契約の金額としては、計上はしてございませませんが、平成27年度事業といたしま  
して、用地費1,000万円、それに付随する補償費といたしまして、4,000万円を見込んでおり  
ます。したがって、矢口漁港海岸につきましては、用地費、補償費の事業費ベースで5,000  
万円を予定しているところでございます。また、事業費とは別に、三重県土地開発公社への  
委託料、分筆に要する費用等を見込んでおります。

次に、施行期間でございます。施行期間につきましては、議会議決の日から平成28年3月  
31日までを予定しております。

続きまして、3ページの三浦漁港海岸の平面図をご覧ください。平成27年度の予定箇所につ  
きましては、図面右の赤色で着色した部分の堤防工として、撤去工、天端被覆工40mと、その  
右側の堤防工26mと堤防基礎工20mを予定してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。堤防改修計画の標準断面図でございます。この図面  
は堤防本体工を行う部分の断面図でございまして、今年度に堤防基礎工及び本体工、次年度以  
降に緑色に着色した部分の天端及び裏側部分の被覆工を施行するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。同じく堤防改修計画の標準断面図でございます。こ  
の図面は、昨年度以前に施行している、堤防本体の裏側部分の赤色で着色した部分の工事を  
行うものでございます。既設の堤防は、ハッチの部分でございまして、これらを撤去したの  
ちに、天端及び裏側部分の被覆工を行うものでございます。この工事部分の区間40mにつ  
きましては、完成形となる部分でございます。

議案第48号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

## 東 清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

今回の事業なんですけれども、国のほうの予算の決定が例年より遅れて、6月議会、全体の3月にも間に合わなかったの提案と聞いておりますが、三重県に随意で契約する場合ですね、やはり、地域経済を活性化させるためにも、地元の業者に工事を発注するという事は、紀北町からすでにお願ひされているとは思うのですけれども、そういうところ、三重県とのかかわりについて、契約とか決めておられるのかどうかお伺いします。

**東 清剛議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

今回の三重県との契約締結が6月定例会に間に合わなかった理由といたしまして、先ほど、議員がおっしゃいましたとおり、国からの交付決定等がですね、国家予算の成立等により例年より数週間ほど遅れたことがございます。それによりまして、交付決定が来たのちに、三重県との事務的な詰め、協議等を要した結果ですね、現在に至ったということでございます。

それともう1つ、議員がご質問されました、この事業は紀北町の事業でございまして、三重県に委託して、三重県から工事の発注等はされるわけでございますが、その発注の条件として、県と町とこの事業に着手するときに協議を行っております。そのときに町内業者へ紀北町内に本店を有する業者への発注という協定を結んでおりまして、それにしがいまして、三重県のほうからは、紀北町内に本店を有する業者への発注を行っているところでございます。以上でございます。

**東 清剛議長**

7番 近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

よくわかりました。その契約なんですけど、それはこういう工事はめったにないんですけど、その度に結ぶものなのか、結ばれるものなのか、こういうことがあったら、当然、結ぶということが前提になっているのか、その度に結ばなくてはいけないものなのか、詳しくちょっとそのところをお願いします。

**東 清剛議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

今回、提案させていただいております、紀北町と三重県とのこの受委託契約につきましては、事業の執行を紀北町から三重県に委託する部分の契約でございます。そして、県といたしましては、この受委託契約がなったのちに、これから県のほうから設計、積算等を行って、それから三重県として工事を発注するという形になるかと思っております。その三重県から、この工事を発注するときには、紀北町内に本店を有する業者ということでございまして、そして、何回もするのかということなんでございますが、現在、先ほども申し上げましたように、国から交付決定が来ておるのが、今回、提案させていただいている部分でございます。今後ですね、国の補正予算等も含めた中で、この国からの金額に変更が生じた場合、また、改めて変更契約という形ですね、議決をお願いする場面もあろうかと考えております。以上でございます。

**東 清剛議長**

近澤チヅル君。

**近澤チヅル議員**

私がお聞きしたのはですね、町と三重県との間でこういう契約がある場合、その度に地元の業者を使ってくださいということを契約、そういう契約の内容なのか、もう、紀北町から委託する場合は、必ずこういう契約をもとに進められるのか、そここのところを先ほど、お伺いしたのですけれども。

**東 清剛議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

この海岸事業につきましてはですね、紀北町が事業主体となっておる事業でございます。それを知識、経験等が豊富な三重県に委託するという前提で進めております。そうした中で、これがですね、通常の一般土木工事的な工事であれば、当然、紀北町で設計、積算等を行って、紀北町が発注すると。そうすると、紀北町が発注標準等に基づいて、すなわち紀北町内に本店を有する業者への発注となろうかと思っております。じゃなくして、今回の場合は、三重県にあくまでも委託はするのですけれども、その委託した三重県からも、これはあくまでも紀北町の事業であると。紀北町の産業振興に寄与するためにも、紀北町に本店を有する業者への発注ということですね、町長からも県のほうに要望等を行い、そういった形になってございます。

それと、この海岸事業につきましては、町から三重県に委託はしておりますけれども、今後ですね、他の事業でもこういったケースがあるのかということでございますが、ちょっとそこはですね、今の時点ではわかりかねる問題じゃないかなと考えております。ただ、町長の考えといたしましても、こういった形態、紀北町の事業でありながら、県に委託する場合は、やはり、紀北町の産業振興という観点からも紀北町内に本店を有する業者への発注ということは申されるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

**東 清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

おそらくね、毎回、県とそういうことをやらなきゃいけないかと、最初の時に、1回目、この事業を始める時に、そういう約束をしてありますので、それはずっと、毎回、そういう念押しをしなくてもですね、ずっとそういう形態でやるという約束事になっております。

**東 清剛議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

6番 瀧本 攻君。

**6番 瀧本 攻議員**

これは三浦のいわゆる、締結の、事業のね、いわゆる議案であるんですけども、2ページ目にですね、事業の概要の中にね、なぜ、このね、矢口だとか、そういうものをなぜ載せられたのかということの質疑でございます。

**東 清剛議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

議員おっしゃられますとおり、今回の契約の内容といたしましては、三浦漁港に関する部分のみでございます。ただ、この事業として、三浦、矢口、同時進行で進行しておる事業でございまして、そういったことも説明させていただく必要があるんじゃないかということで、下の表のですね、事業費概要という形で、この契約に係る部分以外の矢口漁港海岸の事業内容についても、ここで表させていただいたということでございます。以上でございます。

**東 清剛議長**

瀧本 攻君。

**6番 瀧本 攻議員**

矢口のほうは用地のほうで遅れとるといのはわかりますね。だけど、こういう1,000万円だとか、4,000万円というね、こういうことで概要で説明してですね、実際問題で狂ってきたらですね、大変なことになりますよ。私は、課長がおっしゃったけれども、概要としてこれは、私の意見ですけど、質疑ですけどね、質疑でやりますけれども、いかがなものかと私は思いますけど、どうですか。

**東 清剛議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

私どもといたしましては、矢口についても、予算額と申しますか、今年の予定しておる事業費という意味合いでですね、ここに掲載させていただきました。それ以上の意図もございませんし、それ以外、以下の意図もございません。以上でございます。

**東 清剛議長**

ほかに。15番中津畑 正量君。

**15番 中津畑 正量議員**

1つだけお聞きします。今、課長のほうもちょっと言われましたけれども、これは三浦海岸の事業費の中身でございますけれども、同時進行である矢口も用地の関係等もあるということですが、確かこの計画は5ヵ年でという話でございましたけれども、この進捗率としてはですね、随分遅れてしまうのではないかと、矢口のほう。そこらへんの見通し、進捗率というものもちょっと教えていただきたい。

**東 清剛議長**

武岡農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

中津畑議員のご質問にお答えさせていただきます。確かに矢口のほうは、現在、用地の取得を最優先に行っております。そして、現在の進捗率ということでございますが、矢口漁港につきましてはですね、平成27年度末の予定といたしましては、約20%の進捗を目指しているところでございます。以上でございます。

**東 清剛議長**

中津畑 正量君。

## 15番 中津畑 正量議員

いろいろ用地買収については努力をされておられると思うのです。精力的にやっているとは思いますが、これがずれ込んでしまうと、工事自体がもうズンズン遅れてしまうということもあるんですが、そこらへんの見通しについては、計画どおりにはちょっと無理ではないんだろうかという思い、個人的な思いであるんですが、そこらへんの状況というのは、用地を持っている人との話し合いが、いろいろ条件が違ってくともあろうし、そこらへんのこと、細かくは求めませんが、今度、この用地買収を一生懸命やっているけど、協力もしていただいているけど、ずれてしまうんだということになってしまうのかどうかというところへんだけで結構です。細かいところまでは要りませんが、そこらへんの見方、見通しというものをちょっと聞かせてほしいのですがね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 東 清剛議長

瀧本 攻君。

## 6番 瀧本 攻議員

この件についてはね、合併特例債が28年から32年までになったわけですね。だから、32年までやると、執行部はお答えになっているのですよ。

## 東 清剛議長

議事進行です。そのように説明は皆受けておりますので。それ以上のことは言いません。

答弁を、尾上町長。

## 尾上壽一町長

今までもですね、議員、日程については、そのように答えさせていただいております。ただ、これは用地のですね、進捗状態ばかりではないんで、国、県で約85%の予算をいただいているわけなんです。そういう中で今、国がですね、結構絞られているんで、なかなか厳しい部分がございます。こちらのほう、当初予算をいつも大きくあげさせていただいて、また減額ということもあるんですけど、緊急経済対策のようなものを、我々はドンドン出してほしいなという思いがあるんです。ですから、こうワッとして、今、1億円の総枠しか町のほうにおりてきておりませんので、町としては、その計画で進めているんですが、国の予算の配分の問題もございまして、合併特例債の中でやっていきたいという中で進めているところなんです。そういう他の外部的な要因もございまして、ご理解いただきたいと思っております。

**東 清剛議長**

ほかにございせんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**東 清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**東 清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**東 清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第48号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東 清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第6

**東 清剛議長**

次に、日程第6 委員長報告を行います。

閉会中の継続審査分について、総務産業常任委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務産業常任委員長 玉津 充君。

**玉津 充総務産業常任委員会委員長**

おはようございます。平成27年6月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託され、閉会中の継続審査と決定いたしました案件、請願第2号 海山の名前を残す事を求める請願書



について、審査の経過と結果について報告します。

去る平成27年6月16日火曜日、17日水曜日の両日、第一委員会室におきまして、16日は委員6名、17日は委員7名出席のもと審査を行いました。閉会中の継続審査とすることに決定されました。まず、その経過について報告します。

事務局が請願書朗読のあと、紹介議員、説明員への質疑が行われました。冒頭に委員から、この請願については、今日、議運にかけて、今日、委員会での審査が決まったけれど、委員として、請願について調査したいという気持ちがあります。今日言って、今日審議するというやり方は適当でない。きちんと調査してやるべきだとの発言がありました。

次に、委員から、6月9日の定例会初日に、町長の行政報告で町長の方針が出され、それに対して、急きょ、この請願が出てきた。スケジュール的に地域自治区の解消と字名の変更が一緒にできればいいのだが、タイムスケジュール的にどうなのか。との質疑に、総務課長から、住所表示の変更、自治区の廃止、字を変える、変えないについても、一連で町と法務局のシステム改修が必要です。手続上、法務局が絡むので、できるだけ早くと捉えておりますとの答弁でした。

委員から、昨年、9月定例会で28年3月で地域自治区の廃止が議決され、システム改修等で準備期間が1年以上かかると伝わっていました。自治区の廃止に間に合わず、字名変更になったときの費用はどうなるのか。アンケートの結果では、積極的に変えろというのは少なかったように受け止めていますとの質疑と発言がありました。総務課長から、準備期間については、システム上の改修に要する期間が差し迫っていることと、住民の思いの中で印刷物の準備等どうしたらいいのかなど、周知期間が必要です。自治区廃止の予算は、1,400万円ほどかかります。これに合わせて字名を変えれば、その予算内でできますが、単独で字名を変えると730万円から750万円ほどかかりますとの答弁でした。

委員から、早く決定してあげないと、町民の皆さんは印刷物、印鑑等、大変な状況になってきます。町長の方針を出したあとだから、それとともに決めてあげないと、町民の皆さんに迷惑を掛けることになるが、いかがですかとの質疑に、総務課長から諸々のことを考えると結論はできるだけ早く必要ですとの答弁でした。

紹介議員から、アンケート調査の結果、50.9%が賛成で47%反対で、44%の不回答で、これを賛成28%と考えることは、議会人としていかなものかとの発言がありました。

次に、委員から、アンケートで6地区は字名に海山を冠してもいい、8地区が海山なしがいい

と、個々の賛否が出ている。それに対し請願は全体に海山を付けよと言っているのか、願意がわかりにくいので、紹介議員に説明を求めます。また、個々の地区別に字名を変えることは技術的、時間的、予算的にどうなのかとの質疑に、紹介議員から、この請願は、全体に海山を付けよという請願です。愛する会が要望書を出した時点で、執行部がややこしくしてしまったとの答弁でした。総務課長から、地区別に字名を変えることはできます。誤解があってはいけないのでお話ししますが、アンケートの形について、海山の自治会に集まっていただいて、形の説明と海山を愛する会にも了解をもらっていますとの答弁でした。紹介議員から、総務課長の発言は、愛する会の代表と違います。彼らは、全体に海山を付けてくれと言っている。個々のことは言っていないとの発言がありました。

次に、委員から、今回の常任委員会は議長が緊急を要するという事で議運を開いて、急ぎよ、この委員会を開くことになった経過はご存じだと思うが、継続して9月議会で審議する余裕はないのかとの質疑に、総務課長から、期間は今でもかなり迫ってきていると思う。できるだけ早く答えを出すべきかと思われまますとの答弁でした。

委員から、今日言って、今日審議して、可否を決することは無謀に感じます。アンケートを見ると、賛成は50.91%、反対が47.7%である。愛する会は過半数を超えているので、字名として海山を残せと言っている。それはよくわかるが、反面、別にええよという人が、大差ないパーセントである。双方の気持ちを聴き取りしたりしないといけない義務がある。9月でもそれが解決できる問題であれば時間をいただきたいが、間に合いますか。また、海山を残せという人と、ええじゃないかという人のパーセントは拮抗しているので、もし、町長は残さないと言っているのになぜ残すのだという請願が出てきた場合、我々議会は困ると思う。大差があれば、そのとおりだと思うが、僅差であれば、出てくる可能性も考えなければいけない。考える時間をいただきたい。9月でもできるか、できないか教えてください。それによって今日の結論は変わってくる。どうですかとの質疑に、総務課長から、変えるんだということになれば、タイトなスケジュールになると思いますとの答弁でした。

紹介議員から、議長の判断で委員会が開かれているが、私はこんなに早急に委員会が開かれるとは予想していませんでした。想定外です。との発言がありました。委員から、早急に審査しないと3月の変更に関に合わない。住民の皆さんに2回の変更は迷惑がかかり7百何十万円もの費用がかかるのだから、私は緊急性を考え、議運の皆さんにも緊急性でお願いし、今、委員会を開いています。その中で継続でもいい、先でもいいと、皆さんの意見がそうなるのであれ

ば、やむを得ない話だが、私は見間違ったかなと反省しますとの発言があり、紹介議員から、町長が行政報告の中で言われたでしょう。28%。分母を増やして、これでこの請願が出てきたんです。初めは請願で持ってくる予定だった、それでは困るから、ソフトランニングしようとは私は言いました。だから、議長はあの行政報告をさせるべきじゃなかったと思うとの発言がありました。委員から、アンケート結果は、参考にするために行政が取ったはずです。数字に大きく差が開けば別ですが、参考意見にするにしても、拮抗している。不参加も結構おられる。参考だけに考えると、数字が拮抗しているだけに、あまりあてにできないと思うとの発言がありました。また、委員から、町長の行政報告は、アンケートを参考にした結果だと、私は理解している。字名の変更に関し、誰が提案できるかといったら、町長が提案できる。それをあえて変更しようとする、請願が出てきたのだから、早く審査しないとイケない。長引いていると、町民の皆さんが一番困る。先送りせずに、できるだけ早く結論を出すべきというのが私の意見ですとの発言がありました。

次に、委員から、町長は参考のためにアンケートを取った。町長は行政報告で字名の変更はしないとやっている。それが結論です。海山を愛する会と話をし、アンケートを取ったというけれど、紹介者は聞いていないというし、水掛け論です。総務課長は、アンケートは参考材料というが、結果として町長は、結論材料として発表してしまった。それで請願が出てきた。言っていることがちぐはぐなので、議長に悪いけれど、結論を出すべきではない気がします。双方の話を聴き直して検討するのが、我々議会人だと思ふとの発言がありました。

質疑を中断し、休憩中に委員の皆さんの意見を聴いたのち、委員会を再開し、委員長の判断で継続審査と決め、散会をしましたが、採決の手続きが抜けておりましたので、翌日になりましたが、委員会を開き、採決の結果、賛成多数により請願2号は継続審査にすると決定しました。継続審査の理由は、請願書の内容について、十分な調査研究を行う必要があるためです。

以上が、6月16日、17日の審査結果であります。

次に、閉会中の継続審査は6月議会定例会閉会后、7月8日水曜日、午前9時30分から第一委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。それぞれ説明のため出席した者は、総務課の課長及び職員と紹介議員であります。審査の経過と結果について報告します。

まず、事務局が請願書朗読のあと、紹介議員、説明員への質疑が行われました。冒頭に委員から、資料の提出要求があり、資料として、海山区の字名に海山を加えることに関する経過、地域自治区廃止後の海山の字名に関するアンケート実施について、地域自治区廃止後の海山の

字名に関するアンケートの資料が提出されました。この資料につきましては、議員のお手元に今回、配付をさせてもらっております。海山区の字名に海山を加えることに関する経過について、総務課長に説明を求めました。

その後、質疑に入り、3月定例議会時の当委員会での発言内容やアンケートのやり方等について、委員と総務課長、議会事務局長との質疑、答弁があり、前回、6月16日、17日の委員会審査記録について、委員長が朗読をいたしました。その後、質疑に入り、委員から、字名を変えるということになると、730万円という明確な数字が執行部から出されていましたが、その根拠を執行部より説明していただきたいとの質疑に、まだきちんと積算しているわけではありませんが、町の住基のほうで、システム改修につきましては、730万円か750万円別途必要になるというふうに聞いておりますとの答弁でした。

次に、字名を変えるには、法的にどのような手法を取ればよいかご存知かとの質疑に、字名の変更につきましては、町長が議会に上程して、議決していただいて、県に申請するということです。なぜということは、把握しておりません。手続きを踏むということですのでとの答弁でした。

次に、委員からアンケートを取るときに、未回答であれば、反対とみなしますということが書いてあれば、私は、町長の今回のいわゆる行政報告、やむを得ないでしょう。でも、そういったことを書かずにして、僕に言わせれば、町長は付けたくなかった、面倒くさかった。まさか、このような賛成が多い答えが返ってくるとは思っていなかった。それを自分なりにねじ曲げて考えて、議会制民主主義をひっくり返して、私は反対とみなすという発表を議会にも報告なしでズバツと、初日にやってしまったんでしょう。町長の姿勢もさることながら、議会が町長の方向性をしっかり見守ってかないかん。このようなアンケート結果が出た場合、反対をされた方には仕方がない。これが議会制民主主義ではないですかとの発言がありました。

次に、委員から、前回の常任委員会の詳しい内容、会議記録を報告していただいた。私もそれなりに多数の人ではないんだけど、当たりました。私は海山、長島、それぞれ合併した以上は、それを抜きにすべきだという意見、考え方を持っております。ただ、今回、私が町の人に当たった中では、非常に陳情書について、知っている人が来たのでやりましたとか、私はどうでもいいんだとか、いや、反対だとか、いろいろな意見に分かれました。この問題を考える時に、請願のとおり、もっと海山区の住民の人が燃えて、もっと付けてほしいというような声がたくさん出てもよかったんじゃないかなと思ひ、わずかに拮抗している状態の中では、こ

の判断はどうかのかなという話で僕は見てきました。僕は住民を2つに分けてしまうようなことは、できるだけなくすべきだということで、紀北町相賀、紀北町長島とか、そういう格好ですべきだと思いました。私の意見ですとの発言がありました。

次に、私は、アンケートのやり方はまずいと。参考にするアンケートをするんだったら、まず、海山という名前を残すのか、要らないのかという、その2つ。そして、残すとしたら、どうするのか、全部に付けるのか、部分に付けるのか、このことをすれば、こんな問題は一切起こらない。やり方がまずい。

そして、もう1つ言えることは、その回答者が少なかったというのは、要するに、積極的に海山を残したいという人が少なかったというけれども、これは、1家に1票なんです。決めるのは家長かそれなりの人ですので、そうなってくると、家の中で意見が分かれた場合、ややこしいならやめておこうという人も相当いたということも考えないといけない。その点が抜けていると、私は強調しますとの質疑に、海山を愛する会の方が、地区全体に海山を付けろというのを望んで、それを望むか望まないかという最初の問い掛けで、十分果たせたかと思います。まず、最初は全体にということが基本でございます。どこの地区かということで、問2になるわけですが、すべての字名に海山を加えるかどうかの基本の設問です。ただ、配慮させてもらったのは、中には、すべてに付けなくとも、自分の地区だけでも付けてほしいとか、あるいはすべてに付けるのは反対だが、付けたい地区だけ付ければよいという考え方も存在する可能性があるということを配慮させてもらいました。

もう1つの、自分の住む地区だけ考えた場合、どうかのかという設問をさせていただきました。これは仮に全体に海山を加えることに賛成があまり多くない場合であっても、突出して、その地区に付けてほしいというところが、地区によって突出しておれば、そこについては、委員も言われましたが、その地区が本当に望んでいるのであれば、そこへもう一度確認をして、そこに海山の字を付けるのかどうかというのも、再度検討しなければならないというような意味で、問3を付け加えさせていただきました。これは説明会でも言わせていただきまして、そのときは、そういうところがあつたほうがいと個々の地区での捉え方も必要だろうということとございました。

それから、もう1点、個々ではなく、世帯にという気持ちはわかるのですが、将来に渡って、長く続く地名に対するアンケートでありますので、子どもさんも含めて、家族で十分話し合せて、アンケートに答えていただきたいということで世帯単位とさせてもらったとの答弁でした。

次に、課長の答弁に対して、質疑をしますが、僕はこのアンケートを見る限りは、自分のところの地区にだけ海山を残したいという方が少なかった。でも、やはり、海山全体に付けようという、こちらが多かったということは、海山の皆さんはそれだけ団結心が強い、自分のところだけ別にいいよ、自分のところだけでも残したい、少ないけれども、せめて駄目でも、全体に駄目でも自分のところだけ付けていただきたいという方が、49.何パーセント、ちょっと少ない。皆で足並みをそろえて、海山全体に残しませんかというほうが多かった。捉え方ですよ。住民の皆さんの心、配慮されたようですねけれども、少しこのアンケートの重みといいましょうか、住民の皆さんの心の重みの受け止め方が執行部はおかしいんじゃないかと思うのですが、どうですかとの質疑に、委員が言われるように、それは我々もそう思いました。やはり、個々に聞いたほうが反対が多かったということは、海山を愛する会の方が望まれた、はじめの問いのように、付けるのであれば、全体に付けたいという考えが多いんだなということが読み取られるかなということが1つです。ただ、未回答の方をどう考えるかというところなんです、それはすべて反対ということではなくて、やっぱり事の発端が、町長が自治区を廃止して、法的に基づいて、お互いの区を除いた紀北町相賀とか、引本とするという表明を、元々廃止の時にしてしまっていて、その後、やっぱり海山を愛する会の方々が、そうじゃなくて、それに異論はないけれども、字名全体に海山を加えましょうという流れの中で行ったアンケートですので、未回答の方というのは、いろいろな方がおられると思います。ただ、積極的にどうしても付けたほうが良いと考える方は少ないのではないかと判断にいたりましたとの答弁でした。

次に、こんなアンケート結果が出ているのに、これを歪めた理論で、このアンケートの結果を出したのは、紀北町は全国の笑われ者です。もし、結果を委員会で可決されましたと、それを町長が無視するということは、我々は住民から選ばれた代表議員なので、議会の議決というのは、いわゆる住民の合意ということをお忘れはいけません。その意味をわかっていますか。二度とこんなアンケートは取るな。今のような捉え方をするのだったらとの質疑に、捉え方というのはいろいろあるかと思いますが、アンケートの見方というのは、町としては、そういう判断をさせてもらった。確かにいろいろなお考えはあろうかと思いますがとの答弁でした。

次に、紹介議員から、私は海山を愛する会の代表と同じ意見です。やはり、民主主義というのは、5つの要件があります。基本的人権、自由権、平等権、多数決の原理、地方自治権です。この5つが破れたら、民主主義の崩壊につながるわけです。この中に多数決の原理、これを尊重してほしい。そして、もう1点、課長がいろいろ答えていたけれど、9月に4、5名が反対し

たんです。その時には1,600万円から2,000万円ということになっているわけで、課長は失礼だけどフラフラしておる。もう1点は、私は法務局で調査しました。これは9月いっぱいまで出していたらできますとおっしゃっています。2箇所の法務局で私は政務調査をいたしました。課長は早いほうがいいという回答だったでしょう、9月にタイムリミットは6月とおっしゃったんですよ。だから、今年の3月に決めてほしいと。だから執行部の報告に非常に疑義がある。私はこれからは、執行部を注視して見て行かなければならないと思っていますとの発言がありました。

次に委員から、すべてに海山を加える、それから3つ目で居住地区のみ海山を加える、その両方をアンケート結果に加えた理由をご説明いただきたいと思うのです。結果としては、相反する答えが出ている。そのときの先ほどの課長の答弁に、地区別に海山を冠するということに関して、配慮できるようなお答えがありました。それは間違いないですかとの質疑に、海山を愛する会の方々の要望としては、全体にということなのですが、やはり、中には自分の地区だけでもというところが突出して多いところがあれば、そこについては、町長もはっきり言われていたのは、その区へおりて、もう一度確かめて付けるのであれば付けるということも可能だというふうに考えておりましたとの答弁でした。

次に、町長がああいうふうな新聞発表をしてしまったので、今回、議会で町長と反対意見が出てしまうと、非常にギクシャクしてしまうんじゃないかということも懸念しております。だから、例えば、海山区全体には、字名に海山を付けないと町長は発表しました。でも、字ごとの、地区の皆さんから、執行部の町長に、うちの頭に海山を付けてくれませんかという申し出があった場合、それを執行部として議会にかける意思があるのですか、ないのですかとの質疑に、地区ごと、自分の地区だけのことに関して、望むか望まないかというのをとっておりますので、それはちょっと考えづらいかなと思いますとの答弁でした。

次に、地区によっては付けてくださいという地区も多かったじゃないですか。その地区から出てきても無視するのですか。地区、地区から出てきた場合に、執行部はそれを議会にかける気持ち、用意はあるのかということを知っているのですとの質疑に、それは町長の判断によると思います。ただ、今回のアンケートを見ますと、突出して自分の地区だけ考えたときに、付けるというのは少なかったもので、それは総意の形として出てくるのは考えづらいかなということですよとの答弁でした。

次に、地区の皆さんから字名を変えてくれませんかという要望が出ても、議会には諮らない

ということですね、どこまで住民を軽視しているのかとの質疑に、総意かどうかということはどこでどう考えるかということだと思います。町長はそのとき、また判断されると思いますが、私としては、それしか言いようがありませんとの総務課長からの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論はありませんでした。

賛成討論として、当然、アンケートを取った結果が出ていますので、受け止め方もいろいろあるのですが、受け止め方じゃなくて、過半数のほうが付けていただきたいといっているのだから、これは請願が通ってあたり前じゃないですか。これを変えてしまうというのは、議会制民主主義どころじゃなくて、あまりにも議会軽視になっていくんじゃないかと思います。だから、賛成です。

次に、私も過半数になっていますから、一部アンケートだから、それほど重視しなくてもいいという意見もありますけれども、それはそれなりに、前もっていう必要があると思うので、過半数を超えていますから、当然、認めるべきですとの賛成討論がありました。

これで討論を終了し、採決に入り、採決に入り、賛成少数、よって、本案は不採択すべきものとして決定しました。不採択の理由は、字名に海山を加えることを積極的に望む住民が、大勢を占めるとは受け止められないためであります。

以上で、本委員会に付託され閉会中の継続審査となっていた一案件について、審査の経過と結果報告を終わります。

#### 東 清剛議長

以上で、総務産業常任委員長からの報告を終わります。

---

#### 東 清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

10時55分まで休憩いたします。

(午前 10時 40分)

---

#### 東 清剛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 55分)

---

#### 東 清剛議長

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。



請願第2号 海山の名前を残す事を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 瀧本 攻君。

**6番 瀧本 攻議員**

私は紹介議員としてですね、委員長が求められることしかお答えできませんでしたので、委員長の今の報告について、2点質疑いたします。

1点は、28.何パーセントの件、議論されたのかどうかということと、最中の付議案件のときの採決のときに、なぜ、町長を呼ばなかったか、この2点を質疑します。総務課長だけ出てきておりました。だから、私、委員長報告の中にですね、総務課長は、フラフラフラフラッとした返事をしておったわけですね。なんで町長を呼ばなんだか、この2点に対して質疑いたします。

**東 清剛議長**

総務産業常任委員長 玉津 充君。

**玉津 充総務産業常任委員長**

瀧本議員の質疑にお答えします。まず、一番初めの28パーセントの議論についてなんですが、それにつきましては、私の委員長報告の中で十分に述べられているというふうに私は思っております。

それから、2番目に町長を呼ばなかったのかということなんですが、委員会の中でそういうふうな意見はございませんでしたので、そのように処置しました。以上です。

**東 清剛議長**

瀧本 攻君。

**6番 瀧本 攻議員**

委員会の中で呼ばれなかったという、今、委員長の報告でございますけれども、委員長としては、呼ぶ必要はあったか、なかったか、そのときにですね。どういうふうに判断されたんですか。

**東 清剛議長**

委員長、玉津 充君。

**玉津 充総務産業常任委員長**

委員の方からそういう申し出もありませんでしたので、私も特に必要性は感じませんでした。

東 清剛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

東 清剛議長

これで質疑を終了いたします。どうもご苦労様でした。

これで委員長報告に対する質疑を終了します。

---

## 日程第7

東 清剛議長

次に、日程第7 請願第2号 海山の名前を残す事を求める請願書（継続審査分）を議題といたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論を行います。

委員長の報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

12番 東 篤布君。

12番 東 篤布議員

私も委員会で付託を受けまして、その中の1人でございました。当然、その委員会で採択されるのかなど、こう思っておりましたが、不採択になってしまいまして、何かこう、ここは日本にいるのかなみたいだね。なぜ、このような、この原稿は僕が作ったんですが、いわゆる賛成派、反対派、こうなっていますね。賛成派が50.19%、もろ住民の総意といいたいでしょうか、我々の選挙でも一緒でございますが、1票少なくとも駄目なわけですし、この1票の差、これはただ、回答率が55.04%であったと、ということは、未回答が44.96%だったと、それを反対派とみなす、えらい足し算やなと思ったんですがね。だから、賛成派は28.何みたいな話になって。アンケートを出すときに、アンケート用紙が返ってこなければ、その方々の意見は反対とみなすと、こう書いてあったのであればね、このような数字の出し方はいいでしょうと、委員会でも申し上げました。違いますかね。どんな理由で解答用紙が未回答、戻ってこなかったのかはわかりません。しかし、55.04%の方々が回答してくださった。その中の答えが、賛成が多数である。民主主義の国であればね、これを尊重せな駄目です。これは町長はどういう考えで。出てきたのがこんだけ、賛成がこんだけ、反対がこんだけ。賛成が多かった。回答が来な

かったのを、なんでこっちへ足したんだ。なんか、足し算と引き算間違っておりはせんかなと思いますね。その時に、私はしゃべり過ぎるくらいしゃべったんですけども、残念ながら、委員会では否決でございました。しかし、私はこの本議会の席におきましてですね、もう一度、考え方を改めていただきまして、挙手いただければ、当然、通るべく案件であると思います。長くなりますので、これで終わります。以上です。

#### 東 清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

#### 東 清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

2番 原 隆伸君。

#### 2番 原 隆伸議員

私は、委員会に属してしまして、賛成討論しましたけれども、否決されました。委員会では。私はこの請願に対して、賛成、反対ということ述べるよりも、もっと違った角度から考える必要があるんじゃないかということで、ちょっと賛成討論の立場から説明させていただきます。

まず、紀北町のパーキングエリアは、紀伊長島、海山となっています。失礼しました、パーキングエリアじゃなくインターチェンジですね。インターチェンジは、海山と紀伊長島になっていると思います。そこに海山という名前があるんですよ、そういう意味から考えていきますと、海山という名前が海山にあっいいんじゃないか。また、それを廃止しなければ海山にある業者、企業の方々は海山という名前を変更せんでもいいんですね。要らない費用が削減できると、そのように考えます。

そして、私は新人議員でございますので、9月の区の廃止については、立ち会えなかった。そして、私はそれについて、パブリックコメントで時期尚早ということ唱えた人間でございます。それはもう決まったことでございますけれども、地域協議会の意見とか、その後、いろいろ勉強しましたところですね、その中に区の名前が長いといっても、それほど苦にしないよというような人があったり、議員が住民以上に騒いでいるんだというような意見があったり、いろいろございました。そして、今、区の一体化をするためにどうするのかという、最初のこんなところで、こんなつまづくようなことをしちゃ駄目だと思うのですよね。こういうことでつまづくということは、今後の区の一体化は図れないということを暗示しているんだと、そう

いうふうに考えても過言ではない。そのように考えます。

過半数があるものを町長が、アンケートに回答したかった人間の数を算入して、28%というような採否の取り方をするとすることは、今後も考え方は同じでございますので、今後も同じようなことをやる可能性がある。この間、私、6月の一般質問でベストを尽くしてくださいということを言いましたら、ベストは自己満足である。あまりにも馬鹿くさいから、私は反論しなかった。だけど、ベストというのは、あらゆる意見の良い所、悪い所、その中で良い所を取って、最も良いものを作り上げる。それがベストだと思います。自己満足だと言ってしまったら、それで終わりだと思いますね。だから、そういう考え方でいる限り、紀北町の一体化は図れません。そういう意味では、紀北町の一体化を図るため、議員一人ひとり、私も3月の議会で、この海山を残す問題について質問できなかった。質問を落とした責任をもって、私は紹介議員になりました。私は新人議員ではありますがけれども、この議員生活をすべてにおいて、力が及ぶかどうかわかりませんが、すべての問題を責任を持って対処していきたい。また、賢明な新人議員や先輩議員が多くおられますので、おそらく賢明な判断をしてくれるものだと、そして、皆が一緒になって紀北町のためにがんばっていかなくちゃならないと思うのですね。そのためには、まず1つ、町長もベストは自己満足だという考えを改めていただいて、なんとか対処していただきたい。

まず、私は過半数があったものについて、まず、賛成するのが筋だと、それについて、いろんな問題があるとするならば、またそこから、もう一度考えたらどうなんだと。手戻りではございますけれども、町長のやっていることは、パブリックコメント、このアンケート、これが手戻りなんですよ。住民目線といいながら、パブリックコメントでは、パブリックコメントをいただけるような条件を設定していなかった。そして、アンケートにおいては、賛否の確認をするための条件を提示していない。こういうような状態であっては、住民の不安を招くだけで、一体化なんて絶対できないと思います。本当にいろんな、海山については、特に長島の、言うたらおかしいですけども、区が長いという、そういうことがありまして、区をなくして、できるだけ住所を短くしていくんだということで始まったのがですね、いつのまにか、こんなことを言ってはちょっと失礼かもわかりませんが、失礼な点があったらご容赦ください。ボールを海山へ投げて、対岸の火事であると、高みの見物をしていると、そういうふうに私は感じている。そう言ったら怒るかもわかりませんが、そういうことのないように、一つよろしくをお願いします。

東 清剛議長

原議員、失礼だと思ったら、言わないようにしてください。

2番 原 隆伸議員

本当に一生懸命ですね、紀北町のことを考えてですね、住民一人ひとりがやっていくためにはどうするかということを考えていきたいと思います。私自身一生懸命やっていきたいと思っていますので、皆さんの賢明なご判断をお願いいたします。以上、失礼します。

東 清剛議長

ほかに賛成討論される方はありますか。

6番 瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

請願に対する賛成討論をさせていただきます。民主主義の原点である多数決の原理、これを尊重しなければ、おそらく民主主義は崩壊すると思います。それはいろいろあると思います。

もう1点ですね、私は非常に危惧したのはですね、委員会においても、この本会議においても、反対される方は、反対討論されていませんね。だから、委員会においても4対3で、この請願は否決されました。まさしく拮抗ですね。この2点を申し上げてですね、私はこの請願に対する賛成討論とさせていただきます。議員諸兄の賢明なるご判断をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。よろしくをお願いいたします。

東 清剛議長

拍手はお控えください。

ほかに賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

東 清剛議長

これで討論を終了し採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

日程第7 請願第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

指名していません。何でしょう。

はい、8番 入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

今の請願の採択のことですけどね、この原案に対する賛成される方と、今、町民の皆さんもようけ来ているから、わからない方もあるので、わかりやすくするために、議長に質問します。

要は、請願は海山区を付け加えるという請願ですよ。いや、海山を付ける。

**東 清剛議長**

付けるじゃなくて、字名変更です。正確に字名変更を求める請願です。

**8番 入江康仁議員**

それが海山ということで、わかりやすく、請願に書いてあるのはね。その海山を付け加えると、字名を付け加えるということに賛成の採決ですね。賛成か反対のね。それでいいですね。そういう理解でいいんですね。

**東 清剛議長**

はい、そのとおりでございます。

では、改めまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

**東 清剛議長**

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。不採択にいたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

---

**東 清剛議長**

それでは、これで平成27年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 16分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 27 年 8 月 11 日

紀北町議会議長            東 清剛

紀北町議会議員           家崎仁行

紀北町議会議員           玉津 充